

《 ハートフル住まいる補助金 》

補助対象費用は、消費税及び地方消費税を除く金額となります。

新築住宅・建売住宅・中古住宅

『 まちなか住まいる等（住宅建設又は購入）補助金 』

工事完成後または購入後に登記を終え、住民票の移動後に申請してください。

《新築住宅・建売住宅》

- 対象者 自らが居住するために、住宅を建設または建売住宅を購入した方
- 補助対象 建物の建設費または購入費（土地代、既存建物の除却費用などを除く）
- 補助額 （1,000円未満の端数は切り捨てます）

◆ 地元企業を利用

- ・ まちなか居住区域 5.0%（上限額120万円）
- ・ それ以外の区域 4.0%（上限額100万円）

◇ 市外企業を利用

- ・ まちなか居住区域 3.0%（上限額 70万円）
- ・ それ以外の区域 2.0%（上限額 50万円）



※ 建売住宅については、完成後、未使用で1年以内のものに限ります。

※ 令和3年3月31日までに契約されたものは、旧制度が適用となります。

《中古住宅》

- 対象者 自らが居住するために、中古住宅を購入した方
- 補助対象 建物の購入費（土地代を除きます）
- 補助額 （1,000円未満の端数は切り捨てます）

- ・ まちなか居住区域 （上限額 70万円）

築後 1年超～5年以内：3.0% 5年超～10年以内：4.0% 10年超：5.0%

- ・ それ以外の区域 （上限額50万円）

築後 1年超～5年以内：2.0% 5年超～10年以内：3.0% 10年超：4.0%

※ 建築確認が行われた日が昭和56年6月1日以降のものに限ります。

《 住み替え支援補助金 》

建設費または購入費が下記補助額の合計を下回る場合は、建設費または購入費が補助額となります。

新築住宅・建売住宅・中古住宅

※ 工事完成後または購入後、居住してから申請してください。

申請期限は、不動産登記の登記月日から1年以内です。



■ 対象住宅 登記が完了した一戸建ての住宅または併用住宅（未登記物件は対象外）

■ 対象者 自らが居住するために、新築住宅を建設もしくは購入または中古住宅を購入した**所有者**で市税の滞納がない方



※ **所有者**：建物登記簿の権利部(甲区)に記載されている者

『 子育て支援補助金 』



■ 対象者 申請年度において満18歳以下の方を扶養する世帯（子育て世帯）及び子どもがいない夫婦で、共に満40歳以下の世帯（若年夫婦世帯）の方

■ 補助額

- ・子育て世帯 10万円（第2子以降、1人につき 10万円を加算）
- ・若年夫婦世帯 10万円

『 同居近居促進補助金 』

■ 対象者 親世帯と子育て世帯・若年夫婦世帯が同居（同一住宅に居住）または近居（同一小学校区または市内の直線2km以内に居住）する世帯の方

■ 補助額

- ・新築 同居：30万円 近居：10万円
- ・購入 同居：20万円 近居：5万円



『 移住促進補助金 』



■ 対象者 砂川市以外の市町村に居住していた方で、交付申請日において、砂川市に転入し、住民基本台帳に記録されている方

■ 補助額 20万円

『 医療・介護従事者移住定住促進補助金 』

令和3年度新設

■ 対象者 砂川市内の医療機関、介護サービス事業所、介護施設等に勤務する医療及び介護従事者

■ 補助額 10万円



※ 医療・介護従事者移住定住促進補助金については、令和3年4月1以降に契約したものが対象となります。